

会議録

会議の名称	西東京市地域情報化計画策定審議会（第5回）
開催日時	平成25年2月22日（金曜日）午前10時00分から午後12時20分
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：小林清澄会長、渡邊博子副会長、池田佳代委員、石川家継委員、石田朋子委員、浜昱子委員、樋口信太郎委員、福田豊委員 説明員：森本企画政策課長 事務局：佐藤情報政策専門員、渡部情報推進課長、河野情報推進係長、金本情報推進課主任、高枝情報推進課主事
議題	(1) 西東京市総合計画について (2) その他
会議資料の名称	(添付資料参照) 資料1 西東京市後期基本計画（計画年次平成21年度～平成25年度） 資料2 やさしさとふれあいのまち西東京（西東京市後期基本計画概要版） 説明資料1 総合計画策定の検討体制 説明資料2 西東京市人口推計調査報告書概要 説明資料3 市民参加における主な意見 説明資料4 平成24年度市民意識調査の結果概要について 説明資料5 基本構想案（第二次素案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>小林会長： 定刻となりましたので、ただいまから、第5回西東京市地域情報化計画策定審議会を始めます。</p> <p>議題に入る前に、第4回会議録については、事務局からのメールでの連絡のとおり、今月の28日までに事務局へ訂正等ある箇所についてメールにより送付してください。訂正等を反映された会議録をその都度メールにて事務局から送付してもらい、委員の方々に確認していただいたものを確定版とさせていただきたいと思っております。</p> <p>議題に入る前に、事務局から資料の説明をお願いします。</p> <p>事務局： (資料の説明)</p> <p>小林会長：</p>	

議題に入ります。

本日は、現在、総合計画策定審議会において審議されている総合計画について、企画部企画政策課長の森本様から説明をしていただくことになっています。それでは、簡単な自己紹介のあと、説明をお願いします。

説明員：

(西東京市総合計画について説明)

小林会長：

事務局から説明のありました西東京市総合計画について、何か御質問、意見等がありましたらお願いします。

石田委員：

資料2「やさしさとふれあいのまち西東京（西東京市後期基本計画概要版）」（以下、「概要版」）3頁にある施策評価制度は、外部の方々に構成される委員会などで評価してもらうのか、内部の職員で評価するものなのか、どちらでしょうか。

説明員：

施策を所管する課の庁内職員が施策毎の評価シートを記入し、庁内で内部的な評価を行います。評価シートを基に庁内の行財政改革本部で評価し、行財政改革推進委員会で最終的な評価をいただいております。行財政改革推進委員会には学識経験者や公募市民も委員として参加しております。

直近では、平成22年度、平成24年度に施策評価制度により評価をいただいております。

石田委員：

2年ごとに外部の方々が入った委員会で各施策について評価されているということでしょうか。

説明員：

はい、行財政改革推進委員会には現行2年ごとに評価をいただいております。別に事務事業評価により、個別の事業について隔年で評価を実施しております。

石田委員：

総合計画策定審議会では、評価はしないということですか。

説明員：

総合計画策定審議会において評価はいたしません。行財政改革推進委員会でまとめられた施策評価の報告書を参考にしながら、総合計画の各論にある各個別計画の策定にあたっております。

石田委員：

資料1「西東京市後期基本計画」にある成果指標は、代表的な指標ということで、例

例えば、資料1の153頁では、市ホームページのアクセス数というのがありますが、施策ごとに全て決めているのですか、それとも数値化できる施策に対して決めているのですか。

説明員：

資料1「西東京市後期基本計画」155頁では、電子申請と住民票自動交付機について、施策の成果を示す代表的な指標として数値が示されておりますが、資料2「概要版」17頁の「地域情報化の推進（協2-2）」では、17の事業が掲載されていますので、資料1「西東京市後期基本計画」には全ての事業が掲載されておられません。しかし、先ほどの施策評価制度においては、全ての施策につきまして、目標値、実績値を出しております。

石田委員：

2年ごとにPDCAのCにあたるチェックがなされているということですか。

説明員：

はい、行財政改革推進委員会での施策評価のチェックをいただき、その後、その報告書を基にPDCAのアクションということで、予算に反映させるなどの形になっております。

石田委員：

総合計画策定審議会においてもチェックされた内容が活用されているという理解でよろしいですか。

説明員：

はい、事務局として行財政改革推進委員会での施策評価を参考にしながら計画の策定に取り組んでいるところです。

小林会長：

施策ごとの数値目標は、資料1「西東京市後期基本計画」には一部を掲載し、掲載されていない施策の数値目標は、施策評価の段階では、評価シートに記載されていることですが、総合計画にある各施策の数値目標については、例えば、地域情報化の推進でいうと、この審議会で審議している個別の計画側で数値目標を決めるという位置付けになっているのでしょうか、それとも総合計画の中で各施策の数値目標を決めているのですか。

説明員：

評価シートに記載されている数値目標は、年度ごとに決められており、後期基本計画に記載されている数値目標は、時点が計画策定時の5年後の平成25年度の数値目標となっております。

また、現在、総合計画策定審議会において、次期総合計画が平成26年度から始まることから数値目標の設定を3年後にするのか、5年後にするのか、審議いただいているところです。そして、総合計画策定の過程では、所管課と調整しながら数値目標を設定して

いくことになっております。

小林会長：

資料2「概要版」17頁の「地域情報化の推進（協2-2）」にある17の事業について、各事業の数値目標は、どこで決めているのですか。

説明員：

施策評価は、個別事業を評価するものではなく、施策の広い体系について評価するものです。例えば、平成22年度の施策評価において「地域情報化の推進（協2-2）」では、電子申請と住民票自動交付機について数値目標を設定しておりますが、施策評価としては、施策の体系全般を対象としております。

小林会長：

施策の体系全般の中にある代表的な事業について、数値目標などの評価を行い、施策の体系全般を評価しているのですか。

説明員：

資料2「概要版」10頁の「協2 持続発展するまちであるために」にある「協2-1開かれた市政の推進」、「協2-2地域情報化の推進」、「協2-3健全な自治体経営の推進」が施策にあたり、その右側に記載されている項目、例えば「協2-1-1広報広聴の充実に努めます」などが事業群にあたります。

施策評価では、事業群を基本にした評価をすることによって、施策を評価している形になります。

事務局：

補足して説明いたします。

「協2-2地域情報化の推進」につきましては、主管課が情報推進課となりますが、資料2「概要版」17頁にある事業については、他の課が所管している事業ではありますが地域情報化に関連することから再掲して取りまとめています。

資料2「概要版」10頁にある「協2-2-1いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます」について、情報推進課が直接関わってくる事業として、例えば、住民票自動交付機については、住民基本台帳に係る事業ですので、主管課は、市民課となりますが、資料1「西東京市後期基本計画」の事業として掲載し、施策評価制度による評価シートに数値目標を設定しております。

個別事業においては、事業を担当している課が数値目標を掲げていますので、資料1「西東京市後期基本計画」155頁の電子申請に対する市民満足度30パーセントにつきましては、情報推進課で掲げた数値目標であり、住民票自動交付機の部分は、市民課で掲げた数値目標となります。

浜委員：

資料2「概要版」10頁にある「協2-2-1いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます」とありますが、西東京市の地域情報化は、市民が利用するのか、行政が発信していくのか、どちらの視点に立って書かれているのですか。

事務局：

総合計画で示されている施策体系を地域情報化の推進の視点で取りまとめたものが、地域情報化基本計画になりますので、発信する、受け取るという相互性の視点に立って地域情報化基本計画は作られています。

説明員：

資料1「西東京市後期基本計画」154頁にある「施策を取り巻く現状」で西東京市の地域情報化について現状を示し、その現状に対して「施策全体の課題」があり、「施策実施へ向けたキーワード」があります。そして、「課題解決へ向けた主な取組」の中に「協2-2-1いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を進めます」として主な取り組みが4点掲げられている構成になっております。

浜委員：

各施策の評価をするときには、「課題解決へ向けた主な取組」の視点をもった施策の成果に対して評価するという点でよろしいのですか。

説明員：

はい、施策の成果として「指標の設定理由、目標の根拠」に示されている内容に基づいて評価していく形になります。

情報政策専門員：

説明資料5「基本構想案（第二次素案）」4頁にある「理想のまち（将来像）」で示されている図についてですが、「わたしたちの望み（基本理念）」が概念としてあり、具体的なまちのイメージを表していると思います。新しく追加した「みんなが輝き活躍するまち」が「4つの理想のまちをつなぐキーワード」として表現されていますが、同資料5頁に「みんなが輝き活躍するまち」を説明している文書がありますので、なぜ4つの理想のまちをつなぐキーワードであるのかという説明を詳しく書いた方がよいと思います。

理想的には、市民の方々が図を見てイメージできることが望ましいので、新しく追加した「みんなが輝き活躍するまち」が伝わる表現を工夫していただければと思います。

説明員：

「みんなが輝き活躍するまち」を新しく設けた背景には、総合計画策定審議会におきまして、現行の総合計画では、4つの理想のまちを掲げていますが、それぞれが単独ではなく相関し合いながら、共通している部分として「みんなが輝き活躍するまち」でつながっているというイメージを強調するようにした方がよいとの意見をいただき、資料で示された図のように表現しました。

情報政策専門員の御意見につきましては、参考にさせていただき、工夫していきたいと思っております。

石川委員：

情報政策専門員の御意見に関連しますが、説明資料3「市民参加における主な意見」

の中にアピール不足、まちの顔が見えないとあるので、具体的なインパクトのある表現をした方が市民の方々に伝わるのではないかと思います。

説明員：

「理想のまち」で具体的な施策までは表現することは難しいと考えますが、市民の御意見としてアピール不足などありますので、何らかの形で表現できればと考えております。

福田委員：

資料1、2の中では総合計画という言葉が図示されていないので、総合計画は、基本構想とどのような違いがあるのか、総合計画は、最上位計画であるのか、実施計画がアクションプランとして内容的に下位の計画に位置するのかなど、次の総合計画では図示するなどして分かりやすく表現していただければと思います。

説明員：

御指摘のとおり、総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3つからなる計画であり、実施計画は、総合計画を実現していくための個別計画として3年間の財政的な裏付けを持ったアクションプランであることが分かるような表現にしていきたいと考えておりますので、御意見を参考にさせていただきます。

福田委員：

説明資料5「基本構想案（第二次素案）」1頁下から4行目に現行の総合計画と新しい総合計画の違いを説明している部分で、現行計画を継承しつつ、「市民協働の推進や社会動向に対応した施策と取組などにより、まちづくりをさらに一歩前にすすめる」とありますが、新しい総合計画では、市民協働の推進を強化あるいは重視するというアナウンスなのか、宣言なのか、地域情報化基本計画に関連することになると考えますので教えていただきたい。

説明員：

宣言まではいかないかもしれませんが、説明資料5の中では、東日本大震災以降、市民とのつながり、地域でのかかわり、地域協働が重要になっていること、社会動向の変化にも対応していくために取組を進めていかなければならないことから、今後、重要なテーマになってくるという理解のもとで記載しております。

福田委員：

まちづくりについては、まちづくり3法（都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法）の体系や枠組みが背景にあると思いますが、総合計画の基本構想に示されていませんので、実施計画の中で市としての取組の姿勢が表現されているのでしょうか。自治体において地方分権が強化されている中、まちづくり3法に関する事業については、自治体の裁量で実施するということになっていると理解しています。西東京市として、まちづくり3法に対してどのように取り組んでいくのか伺いたいのですが。

説明員：

総合計画では体系を示しておりますので、明確にまちづくり3法について表現していませんが、体系を作り上げていく過程の中で、庁内の検討体制におきまして、課長級の庁内検討委員会、係長級の検討部会が作成した個別計画、例えば、都市計画マスタープラン、住宅マスタープランなどとの整合性をとる形で練り上げていきます。総合計画の体系として、個別計画に示されているまちづくりの取組との関連が計られるように策定していく体制を取っています。

小林会長：

まだ質問等ありましたら、事務局を通じてメールにてやり取りをしてください。
次回審議会の視察先等について、事務局から連絡をお願いします。

事務局：

(次回審議会の視察先等について説明)

小林会長：

それでは、市内施設の候補として挙げられている住吉会館ルピナス、中央図書館のどちらを視察するかについて、何か御質問、意見等がありましたらお願いします。
事務局としては、住吉会館ルピナス、中央図書館、どちらを推薦しますか。

事務局：

行程、視察内容を踏まえすと中央図書館が適していると考えております。

小林会長：

委員の皆さまから異議がなければ、視察先として中央図書館にいたします。
(委員の方々からの異議なし)
では、視察先は、中央図書館に決定いたします。
事務局から他に連絡事項はありますか。

事務局：

4月の審議会の日程につきまして、後日スケジュール調整のメールをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

小林会長：

他になければ、本日の会議は、閉会といたします。
ありがとうございました。